

# 富山県環境教育等行動計画

平成29年3月





# 目 次

第1章 基本的事項	1
1 「環境教育」の必要性と目的	1
(1) 「環境教育」の必要性とその背景	1
(2) 「環境教育」の目的	1
2 環境教育をめぐるこれまでの動き	2
(1) 国際的な動き	2
(2) 国の動き	2
(3) 富山県の動き	3
3 「富山県環境教育等行動計画」の基本的な考え方	4
(1) 「富山県環境教育等行動計画」の策定趣旨	4
(2) 「行動計画」の位置付け	4
(3) 期間	5
(4) 「行動計画」の基本的な考え方	5
第2章 各主体の目指す方向	8
1 家庭	8
(1) 現状と課題	8
(2) 目指す方向	9
2 学校	10
(1) 現状と課題	10
(2) 目指す方向	11
3 事業者	12
(1) 現状と課題	12
(2) 目指す方向	13

4	民間団体、NPO、NGO等	14
	(1) 現状と課題	14
	(2) 目指す方向	15
5	地域社会	16
	(1) 現状と課題	16
	(2) 目指す方向	16
6	行政	17
	(1) 現状と課題	17
	(2) 目指す方向	17
第3章 行動計画		19
1	主体的に参画する人づくり	19
	(1) 人材の育成と活用の推進	19
	(2) 教材・プログラムの整備と活用の推進	20
	(3) 情報提供の推進	20
	(4) 環境教育の場や機会の提供	20
2	取組みが広がる仕組みづくり	23
	(1) 協働取組みの推進	23
	(2) 国際的な視点での取組みの推進	25
第4章 推進体制等		26
1	推進体制の整備	26
2	取組み状況の点検等	26
参考資料		
	「環境教育・環境保全活動・協働取組み」に関するアンケート調査（平成28年11月実施）	27

## 第1章 基本的事項

### 1 「環境教育」の必要性と目的

#### (1) 「環境教育」の必要性とその背景

本県は、早くから工業県として発展し、高度経済成長の過程で、大気汚染や水質汚濁などによる生活環境の悪化や無秩序な開発行為による自然環境の破壊がみられてきましたが、公害の防止や自然環境の保全施策に取り組んできた結果、環境は全般的に改善され、さわやかな空気、清らかな水、変化に富んだ自然など、すぐれた環境が保全されています。

一方、私たちは、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、健全な物質循環などの新たな課題に直面しています。こうした新たな課題や大気・水などの生活環境の保全等の課題が日々の暮らしに深く関わっていることを私たち自身が認識し、家庭、学校、職場、地域等における日々の生活の中で、また、民間団体による活動の中で、取り組んでいくことが求められています。

この取組みを推進するために、私たちの生活が環境の恵みの上に成り立っていることを実感し、私たちの活動に起因する環境負荷が、環境に大きな影響を及ぼしていることを理解し、問題の本質や取組みの方法を自ら考え、解決する能力を身に付け、何よりも「行動」に結びつけていくための、環境教育が必要です。

環境教育の推進に当たっては、多種の取組みを一過性に終わらせるのではなく、それぞれの主体の意識を更に高めるとともに、個々の主体が取り組みやすくする仕組みづくりが求められています。

#### (2) 「環境教育」の目的

環境教育の目的は、①環境問題に関心を持ち、②環境に対する人間の責任と役割を理解し、③環境保全活動に参加する態度と環境問題解決のための能力を育成し、日常生活の場などにおいて自らの行動に結びつけられる人材を育てることです。

## 2 環境教育をめぐるこれまでの動き

### (1) 国際的な動き

1972年（昭和47年）の「ストックホルム人間環境宣言」において環境教育の重要性が指摘され、その後、様々な国際会議での議論において、環境教育の目的が明確に示されました。

また、1992年（平成4年）の「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で採択された「環境と開発に関するリオ宣言」において、民間団体やその他の様々な主体の環境保全への取組みが重要であり、かつ、不可欠であることが明らかにされました。

さらに、2002年（平成14年）の第57回国連総会において、2005年（平成17年）からの10年間を「国連持続可能な開発のための教育の10年」（以下「国連ESDの10年」という。）とする旨の決議案が満場一致で採択されました。その後、国連総会決議に基づき、国連ESDの10年の推進機関として指定されたユネスコにより国際実施計画が策定されました。

2014年（平成26年）には、第69回国連総会において、国連ESDの10年の後継プログラムである「持続可能な開発のための教育（以下「ESD」という）に関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」が採択されました。

2015年（平成27年）には、国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（以下「2030アジェンダ」という。）が採択されました。2030アジェンダは、貧困を撲滅し、持続可能な世界を実現するために、17のゴール・169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals: SDGs）を掲げていますが、このうちゴール4では、ESD等を通して、万人に包摂的かつ公正な質の高い教育の確保、生涯学習の機会の促進が掲げられています。

また、2015年12月には、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、新たな地球温暖化対策の国際的な枠組みである「パリ協定」が採択されています。

さらに、2016年（平成28年）5月に、本県で開催された「G7富山環境大臣会合」では、2030アジェンダの実施を全てのレベルで促進することや、できる限り早期のパリ協定への参加に向け、必要な国内措置を講じ、他国とりわけ主要排出国にも取組みを奨励することなどが合意されました（パリ協定は2016年11月発効）。

### (2) 国の動き

国においては、平成15年に、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（以下「環境教育推進法」という。）を制定し、環境教育の推進を図ってきました。

その後、環境を軸とした成長を進めるうえで、環境保全活動や事業者・民間団体等・行政の協働がますます重要になっていること、国連ESDの10年の動きや、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学をいかし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させる必要があることから、平成23年に環境教育推進法の改正法である「環境教育等による環境保全の取組の促進に

関する法律」(以下「環境教育等促進法」という。)が制定され、平成 24 年には同法に基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)が閣議決定されました。

### (3) 富山県の動き

本県においても、様々な主体が環境教育を自発的に進め、具体的な行動を起こし、地域に根ざした環境保全活動の輪が広がることを目指して、環境教育推進法に基づき、「富山県環境教育推進方針」を平成 18 年 3 月に策定しています。

また、平成 24 年 3 月に改定した「富山県環境基本計画」においては、「循環型社会と低炭素社会づくりの推進」の分野に「環境教育の推進と環境保全活動の拡大」を盛り込んでいます。さらに、県民一人ひとりの活動に起因する環境負荷が地域の環境や地球環境に影響を及ぼしており、環境の保全においては、ライフスタイルの見直しなど県民の主体的な行動が不可欠であること、県民・事業者・民間団体・行政等の主体が問題の本質や行動内容を自ら考え、解決する能力を身につけるため、主体的に環境問題に取り組む人材を育てることが重要であるため、分野横断的な施策の推進の観点に基づき「持続可能な社会構築に向けた人づくり」も盛り込んでいます。

#### 「環境教育」とは

持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいいます。

#### 「環境保全活動」とは

地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。)を主たる目的として自発的に行われる活動をいいます。

#### 「協働取組み」とは

県民、学校、事業者、民間団体、行政がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進、環境教育その他の環境の保全に関する取組みをいいます。

#### 「持続可能な開発のための教育(ESD)」とは

ESD は Education for Sustainable Development の略です。世界が抱える環境、貧困、人権、平和、開発といった課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(think globally, act locally) ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のことをいいます。

### 3 「富山県環境教育等行動計画」の基本的な考え方

#### (1) 「富山県環境教育等行動計画」の策定趣旨

前述「2（2）国の動き」に記載のとおり、平成 23 年に環境教育推進法の改正法である「環境教育等促進法（以下「法」という。）」が制定されました。

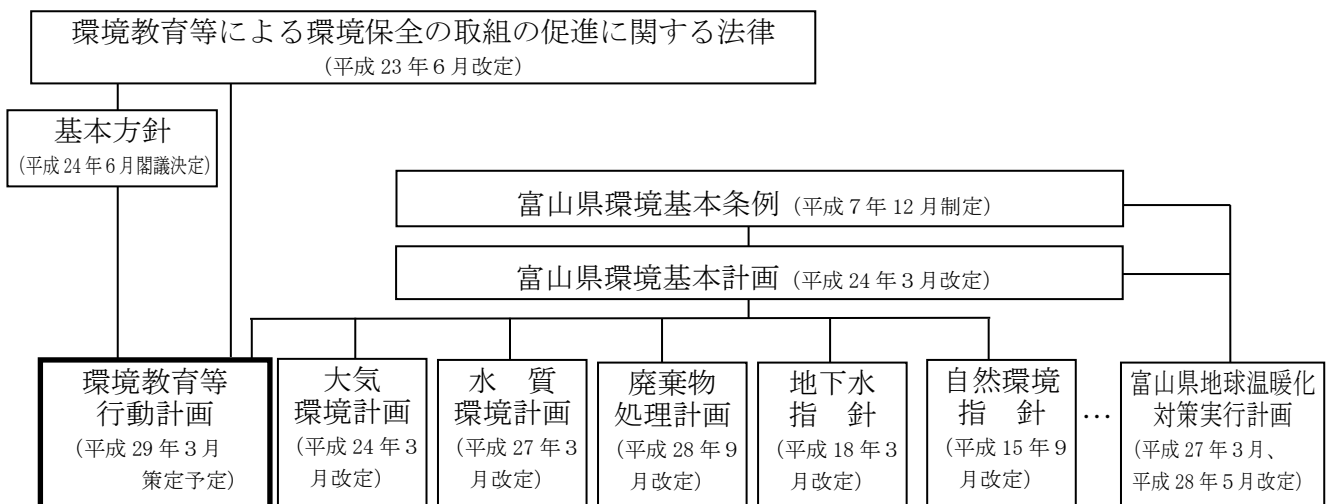
また、平成 28 年 5 月に「G 7 富山環境大臣会合」を踏まえて開催された「2016 北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま」において「2016 とやま宣言」が採択され、北東アジアの各自治体が、青少年等の環境教育の推進に取り組むこととされました。

このような状況に鑑み、これまで以上に環境教育や協働取組みを推進するとともに、法や基本方針を踏まえ、様々な主体が環境教育を自発的に進め、具体的な行動を起こし、地域に根ざした環境保全活動の拡大を図るため、平成 18 年 3 月に策定した「富山県環境教育推進方針」を見直し、「富山県環境教育等行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定することとしました。

「2016 北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま」とは  
G 7 富山環境大臣会合の開催を契機に、日本、中国、韓国、ロシアの自治体が参加し、環日本海地域における連携強化を図るために平成 28 年 5 月に富山県で開催した国際会議です。この会議では、今後各自治体が連携して取り組む環境保全対策について「2016 とやま宣言」として採択しました。

#### (2) 「行動計画」の位置付け

本行動計画は、法第 8 条の規定により、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組みを推進するため策定するものです。また、「富山県環境基本条例」に基づく「富山県環境基本計画」の個別計画として位置付けます。





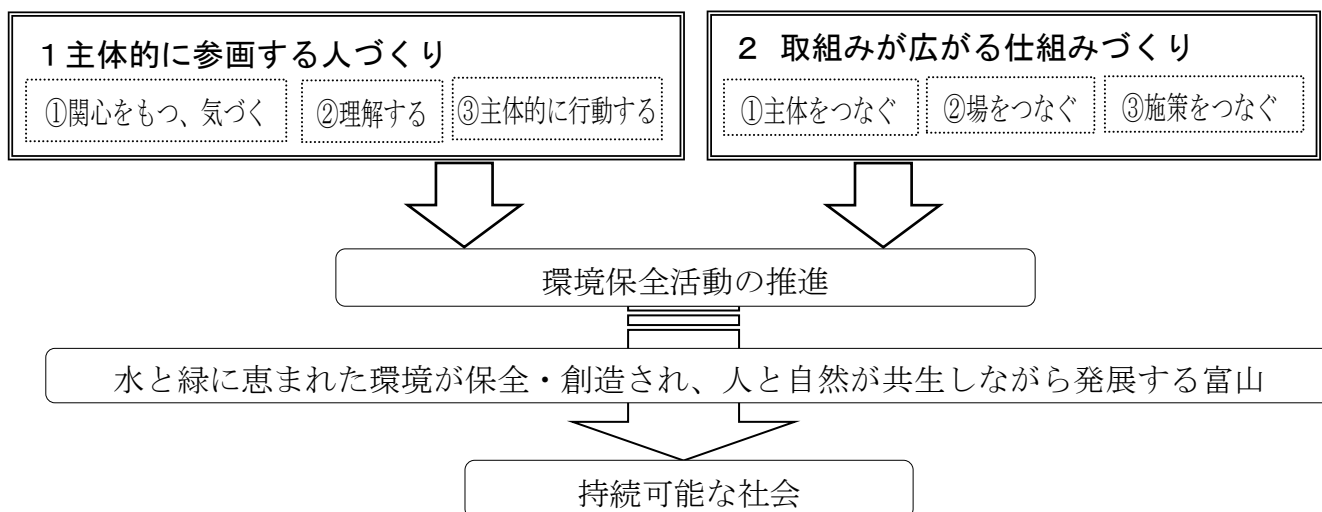
### (3) 期間

本行動計画は、将来にわたり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組み（以下「環境教育等」という。）の推進を図るものであり、計画期間を設定するものではありませんが、取組み状況の点検等は毎年度行うこととします。（第4章 推進体制等2 参照）

なお、環境教育等の国内外の動向等を踏まえ、必要に応じて施策や本行動計画の見直しを検討します。

### (4) 「行動計画」の基本的な考え方

本行動計画では、「富山県環境基本計画」が目標に掲げる「水と緑に恵まれた環境が保全・創造され、人と自然が共生しながら発展する富山」の実現及び法の目的である「持続可能な社会」づくりに向けて、①環境保全活動に「主体的に参画する人づくり」と②環境保全活動や環境教育の「取組みが広がる仕組みづくり」について定めます。



#### ア 主体的に参画する人づくり

##### 目指す姿

持続可能な社会をつくるために、一人ひとりが、地球という環境の中で生活し、その中から計り知れない恵みを受けていることなどを理解し、家庭、学校、職場、地域等において、主体的に環境保全活動に取り組んでいます。また、人間と環境との関わりについて正しい認識に立ち、自ら進んで環境問題に取り組む人材が育っています。

#### 施策の基本方向

県民一人ひとりが環境問題に関心を持ち、環境保全に対する理解を深め、自ら進んで環境保全活動に取り組むよう、環境教育を進めていきます。

### ① “おや、なぜ”と思う ～関心をもつ、気づく～

環境教育では、自然界の様々な事象のすばらしさに感動し、その仕組みや生命の循環の巧みさに気づくことが大切です。地球上でいのちあるものは相互に関わり合い、支え合う尊い存在であることを感じて、大自然の循環を分断している原因が人間の生活によるものだと気づくことから、環境への関心が目覚めます。

地球温暖化の防止、生物多様性の保全、健全な物質循環などの課題は、私たちの日々の暮らしに深く関わっていることから、まず、環境と日常生活の関わりに気づき、関心を持つことが必要であり、このことが環境教育の出発点になります。

このため、今“なぜ”こうした環境問題に対する取組みが必要なのかを気づくように働きかけ、次の段階の「理解する」につなげていきます。“なぜ”と思うことが環境教育の原点であり、持続可能な社会の構築に向けた第一歩を踏み出すきっかけになります。

### ② “なるほど”と思う ～理解する～

自ら環境保全活動に取り組むためには、私たちの日常生活に起因する環境負荷が、地域の環境や地球環境に大きな影響を及ぼしていることについて、より多くの情報やより詳細なデータなどを把握し、正確に理解する必要があります。

環境教育を通して、地域の自然や、地球環境とのつながりについて知識を豊かにし、理解をより深めることにより、環境に配慮した行動を取ることができるようになります。

こうした実感や理解をもとに、次の段階の「主体的に行動する」につなげていきます。

### ③ “よし、やってみよう”と思う ～主体的に行動する～

今日私たちが直面している環境問題は、単に理解するだけではなく、私たち自身が自らの問題としてとらえ、家庭、学校、職場、地域等で、実際に問題解決に向けて取り組むことが必要になっています。

このため、環境教育を行うことにより、問題の本質や取組みの方法を自ら考えるとともに、知識を行動へつなげ、日常的に自ら進んで環境保全活動に取り組むよう、働きかけます。

## イ 取組みが広がる仕組みづくり

### 目指す姿

持続可能な社会をつくるために、県民、学校、事業者、民間団体、行政など、社会を構成する様々な主体が参加し、協力しています。

## 施策の基本方向

### 様々な主体に取組みが広がっていく ～主体・場・施策をつなぐ～

様々な主体が、その特徴をいかし、連携・協働しながら活動することができるよう、主体をつなぐ仕組みづくりに取り組めます。

また、家庭、学校、職場、地域等の様々な場での取組みが、幅広く共有され、他の場における取組みにつなぐ仕組みが必要です。このため、様々な場や異なる地域の人たちなどと交流・連携することにより、取組みが全県的に広がるよう、場をつなぐ仕組みづくりに取り組めます。

さらに、環境教育は、地域づくり、NPOなどの民間活動、事業者の社会的貢献活動、国際協力などの施策とも関連するため、環境教育を他の施策と適切につなぐことが必要です。このため、関連する活動を有効につなぎ、環境教育を効果的、総合的に進めることができるよう、施策をつなぐ仕組みづくりに取り組めます。

そして、様々な主体や場の取組みを充実させ、環境保全活動への参加者が増加するよう、裾野が広がる仕組みづくりに取り組めます。

## 第2章 各主体の目指す方向

### 1 家庭

#### (1) 現状と課題

マイバッグの持参率は全国一の95%（平成27年度）と環境に配慮した取組みが広がっていますが、近年、ごみ排出量や再生利用率は、横ばいで推移しています（図1）。また、本県では、気候の影響から冬期に暖房の利用が多いことや、1世帯当たりの住宅延べ面積が全国1位であることから、家庭でのエネルギー消費量が多くなっています（図2）。

さらに、エコ行動に取り組もうと思う人の割合は87%と高い水準（図3）ですが、実際に、環境保全活動へ参加している人は約56%（図4）にとどまっている状況であります。

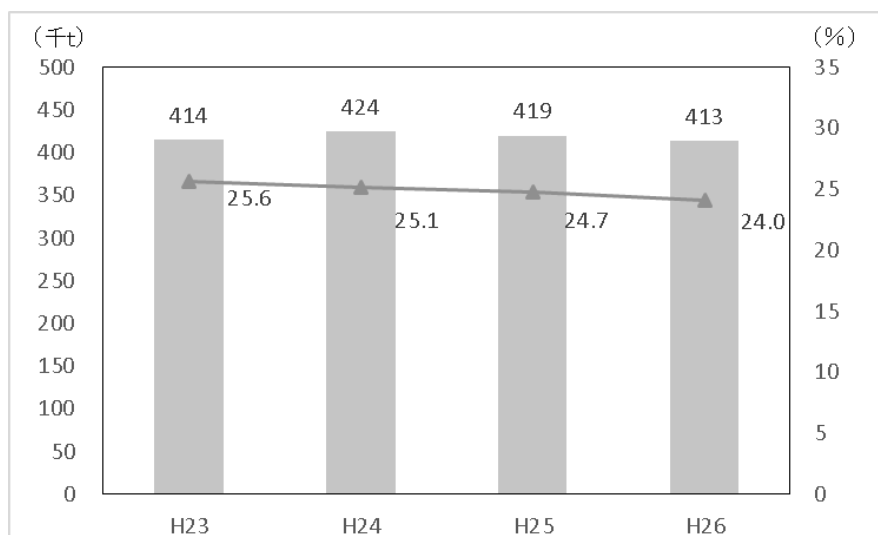


図1 県内のごみ排出量と再生利用率の推移

（一般廃棄物処理事業実態調査（環境省）による）

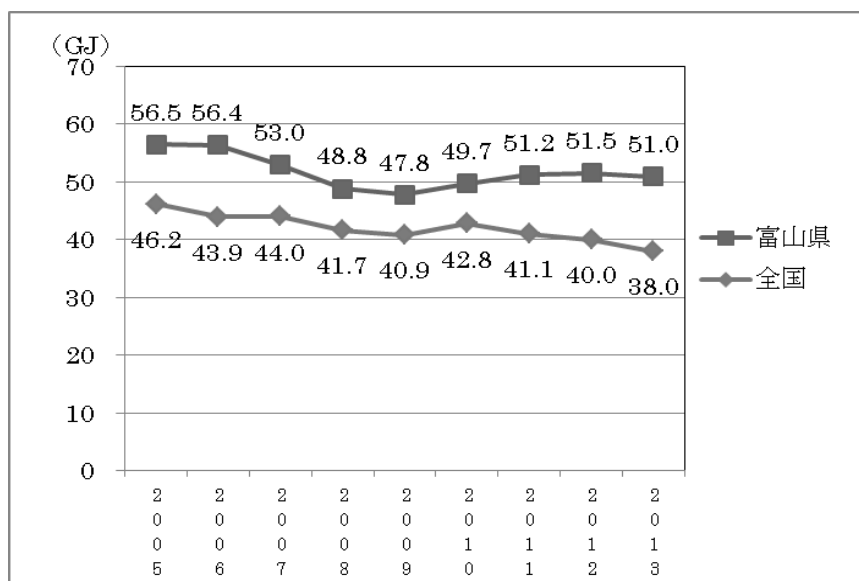


図2 世帯当たりのエネルギー消費の推移

（（一財）日本エネルギー経済研究所提供資料から県環境政策課推計）

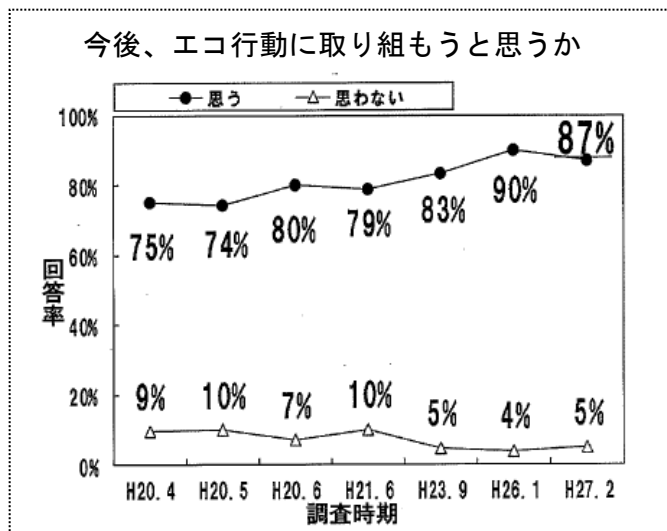


図3 エコ行動に関する県民意識の推移  
(県環境政策課アンケート調査による)

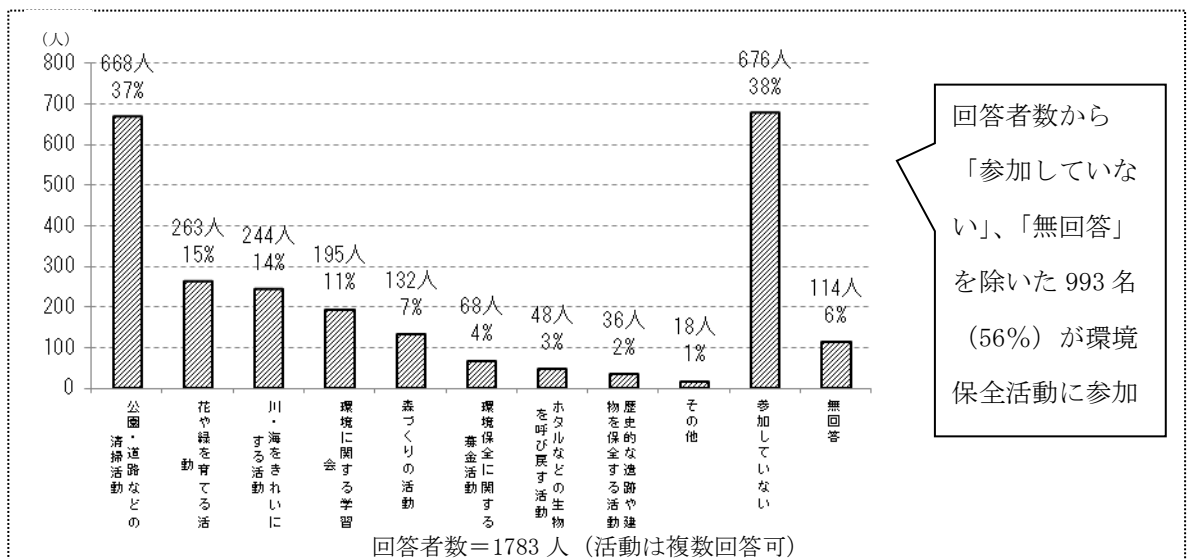


図4 環境保全活動への参加状況 (富山県消費者協会アンケート (H28.12) より)

## (2) 目指す方向

今日の環境問題の多くが日常生活に起因しており、日常生活の場である家庭における環境負荷低減の取組みが極めて重要です。家庭は、基本的な生活習慣を形成する場であり、人を育てる原点であることから、次の世代を担う子どもたちに、日常生活を通して、環境に配慮した暮らし方を教えていくことが求められます。

また、日常生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや、自然と日常生活の結びつきについて学ぶ観点から、幼少期における自然体験は環境教育のスタートとして重要な意義があります。

なお、子どもたちが学校や地域等で学習している環境教育の内容について、家庭での会話を通して大人も学びながら広く社会に浸透させていくことも大切な視点です。

家庭内での会話がきっかけとなって、親子で具体的な環境保全活動に参加していくことが期待されます。

このため、次の方向を目指して取り組みます。

- ① 身近な生活や自然体験を通じて、環境への関心が高まる。〔関心をもつ、気づく〕
- ② 身近な環境問題について家族で話し合い、食品ロス・食品廃棄物などのごみの減量化やリサイクル、省資源・省エネルギーなどに取り組む。  
〔理解する・主体的に行動する〕
- ③ 環境美化活動、アダプトプログラム、森づくり活動などの地域における様々な環境保全活動に参加する。〔主体的に行動する〕

## 2 学校

### (1) 現状と課題

県内の小中学校では、総合的な学習の時間などにおいて、環境教育が実施されており、環境美化活動等の環境保全活動も広く行われています。(図5)

また、環境教育や環境保全活動の実施に当たっては、多くの学校で地域等との協働で行われています。(図6)

一方で、環境教育や環境保全活動を実施するに当たっての課題としては、「指導時間の不足」が最も多く、次いで「教材・学習プログラムなどの不足」を挙げる学校が多くなっています。(図7)

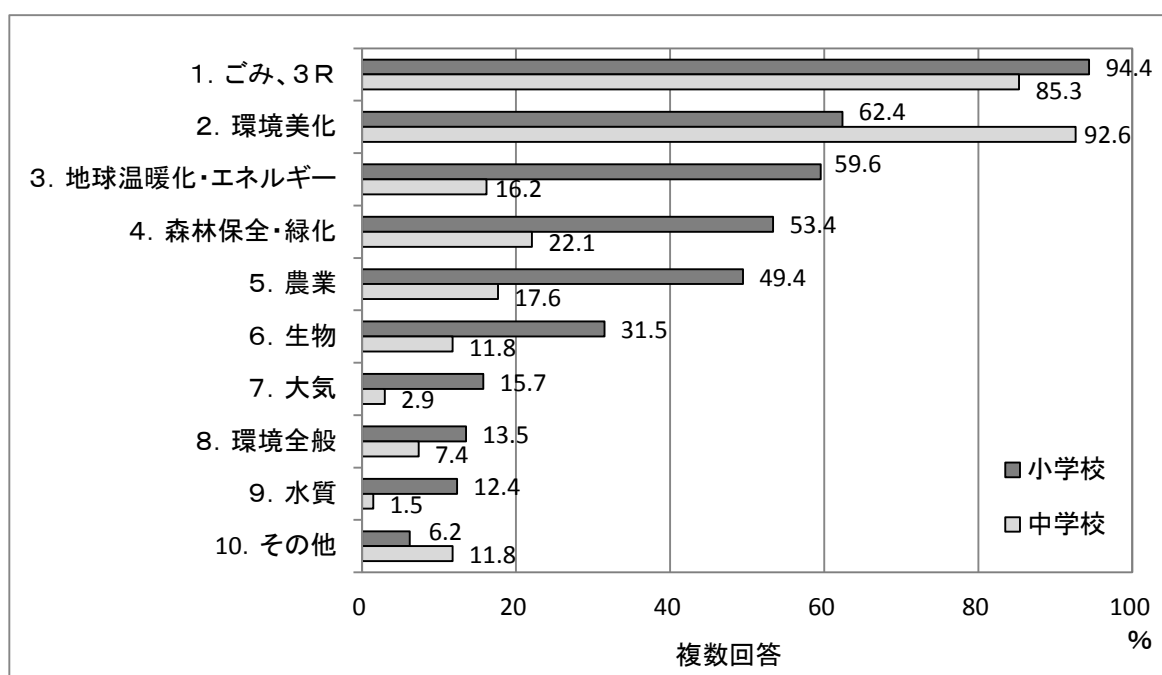


図5 環境に関する取り組み状況

(「環境教育・環境保全活動・協働取組み」に関するアンケート調査 (H28.11) より。以下同じ)

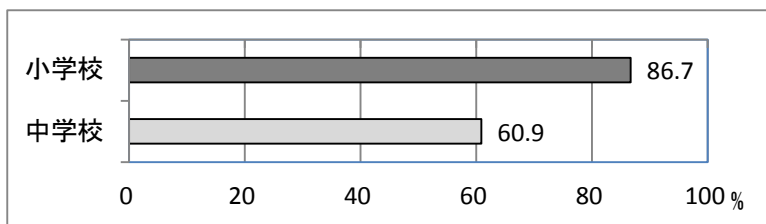


図6 協働での取組み状況

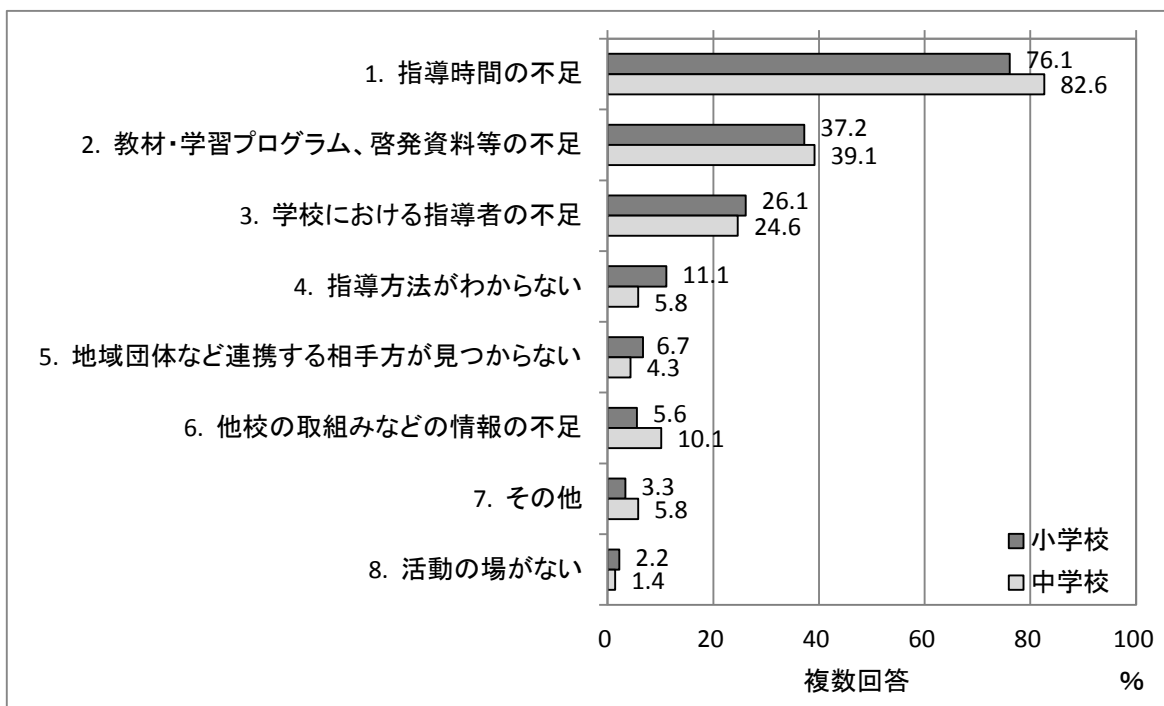


図7 環境教育や環境保全活動を実施するに当たっての問題点

## (2) 目指す方向

学校は、基礎的な内容の習得から問題解決のための能力の育成まで、児童生徒等の発達段階に応じた環境教育を進めていくうえで、非常に重要な役割を担っています。

学校は、児童生徒等が社会生活を営んでいくための基礎を学ぶ場でもあることから、身近な環境問題について学ぶことは、環境に配慮した生活様式を身につけるとともに、地域構成員としての自覚を得るうえでも、大きな効果があります。また、地域における環境保全活動を定期的実施することにより、地域社会や民間団体等との連携につながることも期待されます。

現在の環境問題を考えるうえで、国際的なあるいは地球規模の視点を持つことが重要であることから、ESD の理念や観点の導入、ESD の推進拠点となるユネスコスクールの加盟を促進することが期待されています。

さらに、児童生徒等の環境に関する意識を高めることは、児童生徒等を通じてその家族や家庭、地域における取組みにつながることを期待されます。

このため、次の方向を目指して取り組みます。

- ① 地域の自然や生活、文化をいかした多様な体験活動を通し、環境問題と日常生活との関わりについて学ぶ。 [関心をもつ、気づく]
- ② 児童生徒等の発達段階に応じて、国際的な視点を取り入れた環境教育を行う。 [理解する]
- ③ 家庭や地域社会、地域の団体などと連携して環境教育や環境保全活動に取り組む。 [主体的に行動する]

### 3 事業者

#### (1) 現状と課題

多くの事業所において、「社員への環境教育の実施」や「周辺地域の美化活動への参加」などの環境保全のための取組みが行われています。(図8)

一方で、環境保全活動の実施にあたっては、地域等との協働での取組みは半数程度となっており、今後伸びる余地があります。(図9)

協働取組みを実施するに当たっての課題としては、「具体的な環境教育、環境保全活動の内容の調整」、「打合せなどに要する時間の確保」を挙げる事業者が多くなっています。(図10)

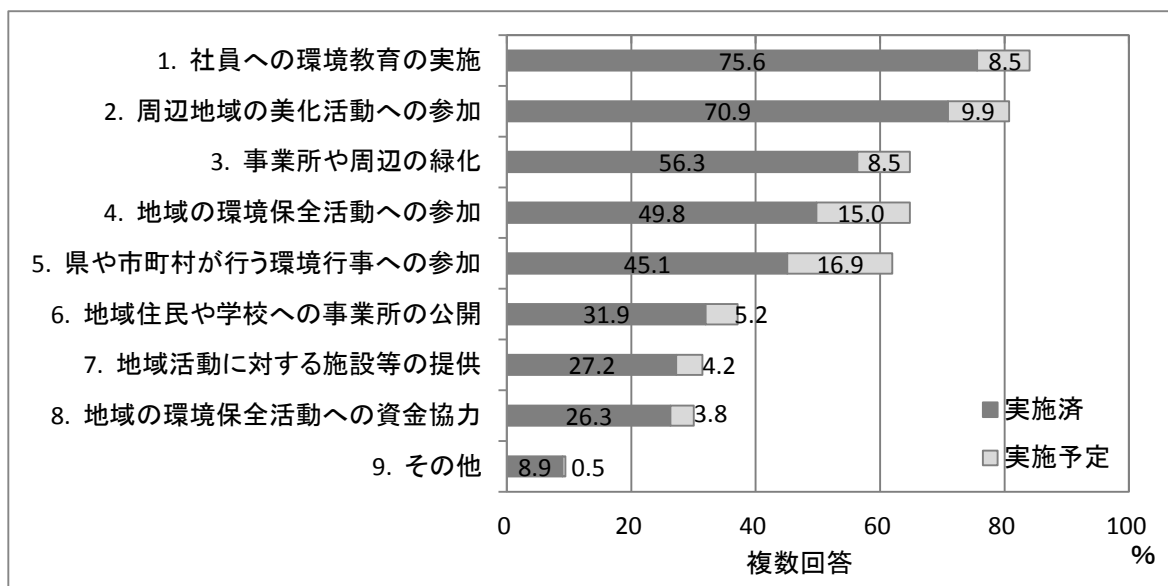


図8 環境保全のための取組み

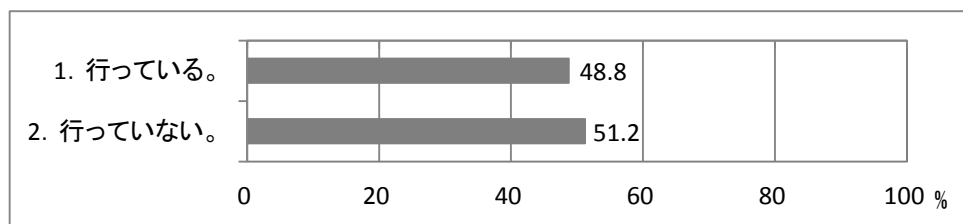


図9 協働での取組み状況



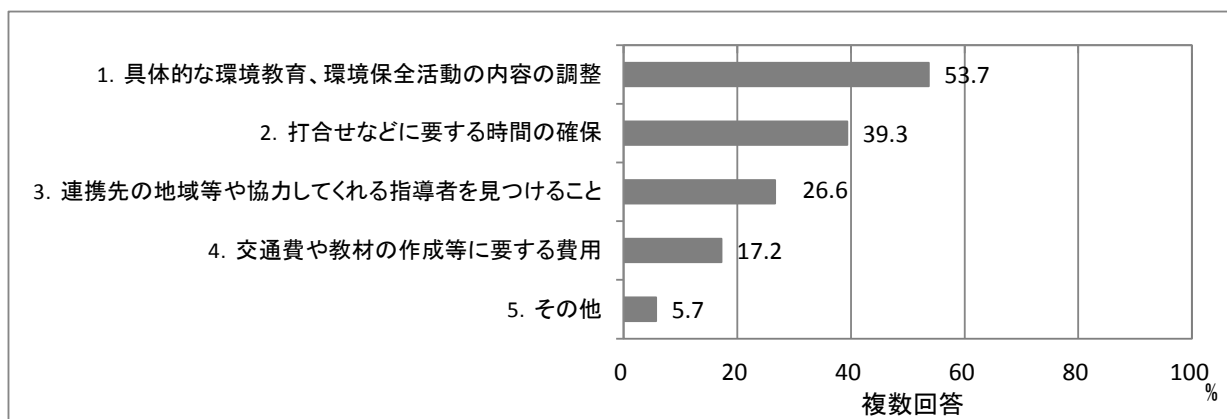


図 10 協働取組みを実施するに当たっての問題点

## (2) 目指す方向

事業者は、地球温暖化等の地球規模の環境問題を含め、日常の事業活動が環境に影響を及ぼしていることから、国際的なあるいは地球規模の視点に立ち、事業活動に伴って発生する環境への負荷を低減するなど、環境保全のための社会的責任を果たす必要があります。

また、事業者の各職場は、個々の従業員の意識形成に影響を与える場であり、社会人への環境教育を行ううえで有効な場であることから、環境教育における事業者の役割は重要です。事業者が環境に配慮した事業活動を行うとともに、従業員への研修などにおいて環境教育を実施することは、事業活動からの環境負荷を低減するだけでなく、従業員の家庭や地域における取組みにつながることを期待されます。

さらに、環境に配慮した製品やサービスの提供により、消費者の意識啓発につながり、ライフスタイルの転換を促す役割も期待されます。

このほか、事業者も、行政からの情報提供を活用し、地域社会の一員として、学校や地域の環境保全活動に積極的に参加するとともに、所有する施設や人材を提供するなどして、家庭や学校、地域で行われる環境教育を支援することが期待されています。

このため、次の方向を目指して取り組みます。

- ① 事業活動と環境問題の関係についての理解を促すなど、従業員の環境への意識を高める。 [関心をもつ、気づく・理解する]
- ② 環境に配慮した製品やサービスの開発・販売などにより、事業活動を通じて一般の消費者への普及啓発や環境保全意識の高揚、環境負荷の低減を図る。 [主体的に行動する]
- ③ 地域社会の一員として、家庭や学校、地域との連携を図り、学校や地域で行われる環境保全活動への参加・支援を行う。 [主体的に行動する]

## 4 民間団体、NPO、NGO等

### (1) 現状と課題

民間団体、NPO等が行っている環境保全活動は、「自然保護・自然体験」、「美化清掃」、「森林の保全、緑化」など幅広い分野にわたっています。(図 11)

また、「環境保全の実践活動」、「環境教育・環境学習」、「普及啓発・情報提供」など様々な活動が行われています。(図 12)

他の団体・学校・行政など、他の主体との協働取組みは多くの団体で行われていますが(図 13)、協働取組みをより一層推進するため、「各主体とのネットワークづくり」を求める団体の割合が高くなっています(図 14)。

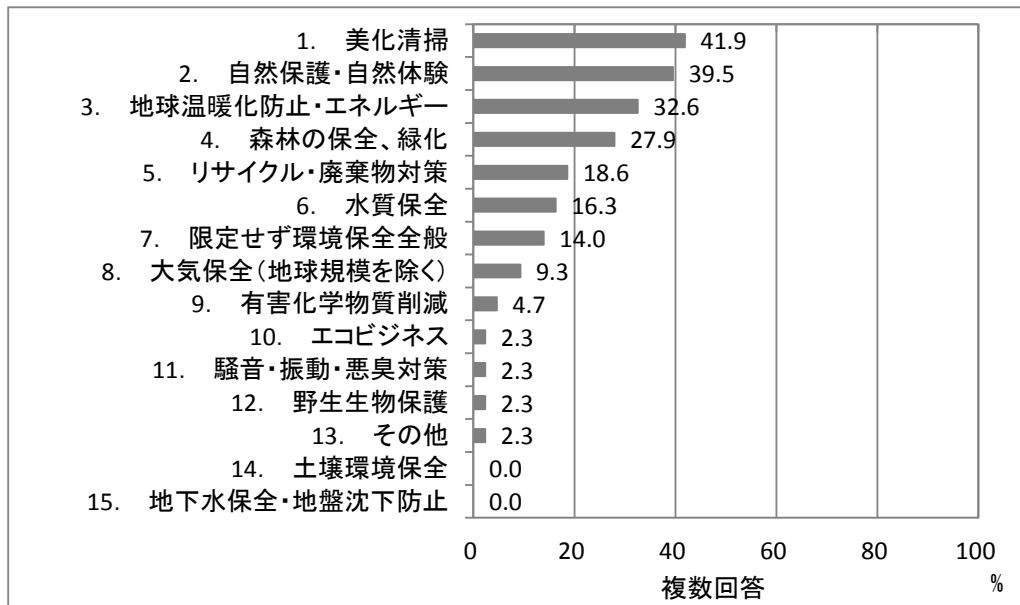


図 11 環境教育、環境保全活動の活動分野

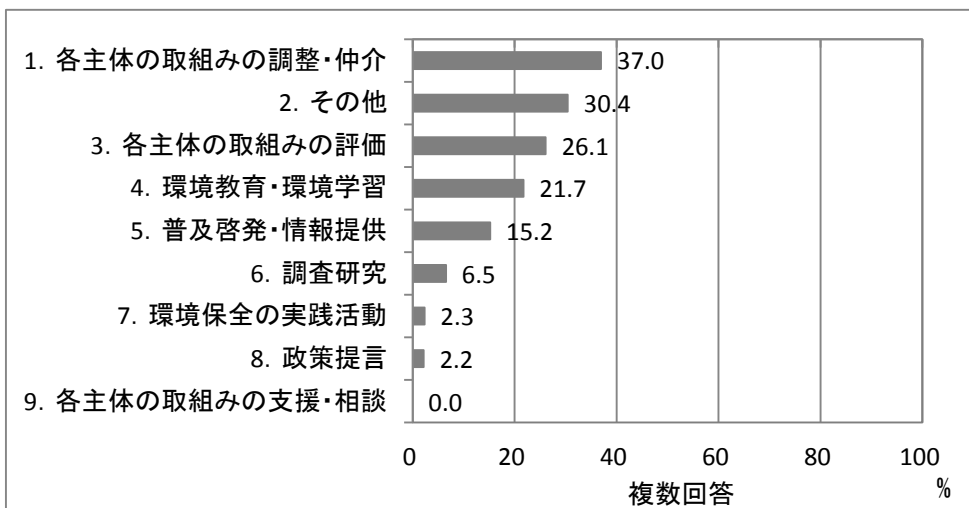


図 12 環境教育、環境保全活動の活動内容

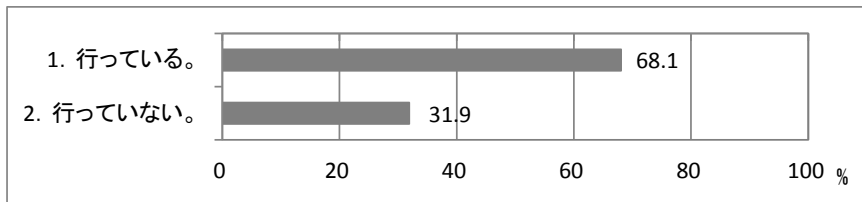


図 13 協働での取組み状況

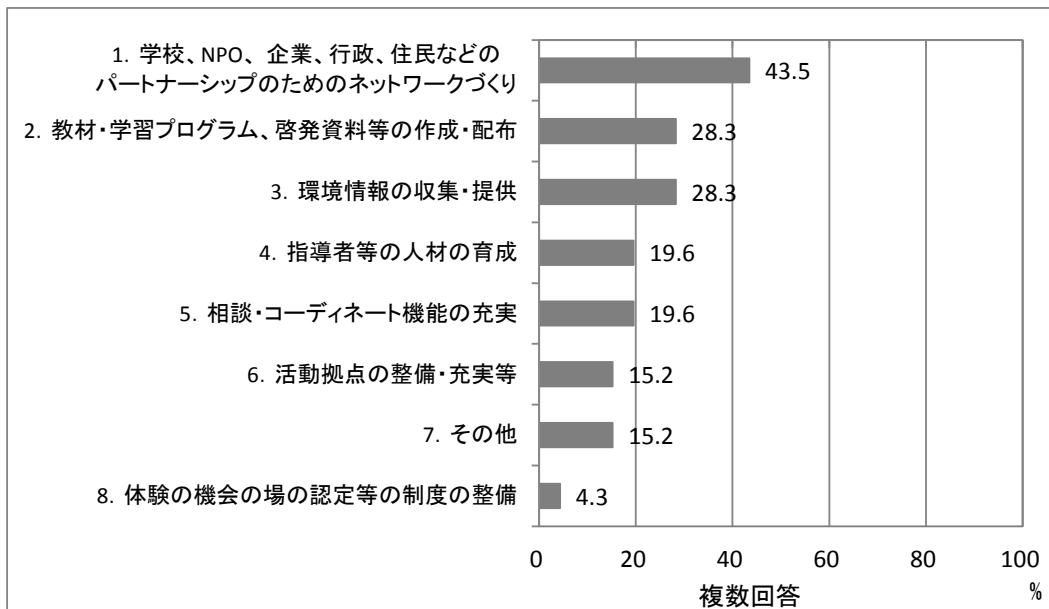


図 14 環境教育等を推進するために行政に支援を期待すること

## (2) 目指す方向

民間団体等は、それぞれの活動分野で培った知識やノウハウをいかして、幅広い活動を行っており、その役割は重要性を増しています。

特に、民間団体等は、環境保全に対する住民の意識を高め、環境保全活動への参加を促し、活動を広めるうえで、大きな役割を求められています。

また、県民、学校、事業者、行政など各主体間の連携に積極的に関わり、各主体による様々な取組みを効果的につなぐため、地域の複数の主体の活動をコーディネートするなど、専門性をいかしたネットワーク機能を発揮することが期待されます。

さらに、地球温暖化等の地球規模の環境問題にも留意し、国際的なあるいは地球規模の視点に立ち、環境保全活動を行うことが期待されています。

このため、次の方向を目指して取り組みます。

- ① 県民、学校、事業者、行政、さらには海外の団体等など、他の主体との連携を図ることができる仕組みづくりを進める。 [関心をもつ、気づく・理解する]
- ② 地域における取組みを担うことができる人材の育成を図る。 [関心をもつ、気づく・理解する]
- ③ 民間団体等の環境保全活動が県全体に広がるよう、推進体制をつくる。 [主体的に行動する]

## 5 地域社会

### (1) 現状と課題

地域では資源ごみの集団回収や環境美化活動などの環境保全活動が行われています。また、学校と地域住民などが連携した環境保全活動が実施されるなど、協働での取り組みも行われています。

さらに、身近な自然環境、地域固有の伝統文化や歴史などの素材、それらをよく知る「ナチュラルリスト」や「フォレストリーダー」、「地下水の守り人」、「川の見守り隊」、「地球温暖化防止活動推進員」等の人材をいかし、協働での取り組みをより一層推進するため、各主体とのネットワークづくりが求められています。

### (2) 目指す方向

地域では、自治会、子ども会、青年団、婦人会、老人クラブといった生活と密着した団体や、環境保全活動に取り組む民間団体、事業者など、様々な主体が活動しています。また、地域には、身近な自然、伝統文化、歴史があり、幅広い知識や経験を有する多くの人があります。さらには各地域の公民館では生涯学習などの活動が行われています。

地域の環境について関心を持ち、よりよい環境づくりを進めるためには、このような地域の資源を活動の体験の場や学習素材として活用し、各主体が連携・協力して環境教育や環境保全活動を行うことが必要です。

特に、各自治会や自治会連合会（県・市町村）の理解・協力を得ることが、環境美化や森づくり活動などに地域ぐるみで参加し、取り組みを広げることにつながると考えられます。

このため、次の方向を目指して取り組みます。

- ① 地域の自然や生活などについて、興味・関心を持ち理解を深め、その大切さを次世代につなげていくための環境教育を行う。 [関心をもつ、気づく・理解する]
- ② 県民、学校、民間団体、事業者など様々な主体が連携して、地域の資源を活用した環境教育に取り組む。 [主体的に行動する]
- ③ 環境美化活動、アダプトプログラム、森づくり活動など、地域ぐるみで参加し、取り組むことができる活動を通じて、住民の意識を高め、環境保全活動を推進する仕組みをつくる。 [主体的に行動する]

## 6 行政

### (1) 現状と課題

行政は、環境教育に関する施策を総合的、計画的に推進する役割を担っており、県では、平成 18 年に策定した「富山県環境教育推進方針」に基づき、各部局が、森林や川などの自然環境や生活環境などにおいて、環境教育等に関する各種施策を進めていますが、進捗状況等の定期的な確認が不十分なため、確認体制の整備が必要になっています。

また、市町村においても、地域の団体等と連携を図りながら、環境教育等に関する様々な取組みが行われています。

一方で、学校や事業者、民間団体等の環境保全活動や環境教育を促進するため、行政には人材の育成、情報の提供、相談対応、各主体間のネットワークづくりが求められています。

民間団体等が互いに連携した活動を促進するためには、行政が中心となって連携する場づくりや情報提供を行うことが有効と考えられます。

さらに、地球温暖化等の地球規模の環境問題にも対応が必要なことから、ESD の理念や観点を踏まえた環境教育の推進や国際環境協力も求められています。

このほか、行政は自らも事業者であるという立場から、公共事業における廃棄物の排出抑制・再資源化や自然の改変の回避、庁舎や公共施設でのごみの減量・分別や省エネルギーの実践・再生可能エネルギーの活用など、自ら率先して環境に配慮した取組みを進める必要があります。

### (2) 目指す方向

環境教育などに関する施策の推進状況について定期的な確認や進行管理を行うなど、確認体制を整備します。また、行政においては、自ら率先して環境に配慮した取組みを行うとともに、県民、学校、事業者、民間団体等の各主体と相互に連携・協力し、環境教育や環境保全活動を推進していくことが必要です。

そのためには、ESD 等の環境教育等に関する情報の提供や、専門家やコーディネーターを育成する「人づくり」、各主体が連携した活動を広げるネットワークづくり等の「仕組みづくり」が必要であり、人的・技術的支援や各主体からの相談対応を含めた推進体制を築くことが求められています。

また、県では、本県の豊かな自然環境の保全や公害克服の歴史、幅広い分野での北東アジア地域との交流の歴史をいかして、北東アジア地域の環境保全に貢献しており、北東アジア地域の国、地方自治体、市民等と連携した環境保全活動を強化し、国境を越えて、豊かで美しい自然環境を守り次世代に伝えることが求められています。

このため、次の方向を目指して取り組みます。

- ① 専門家やコーディネーターを育成するとともに、その活動を支援する。  
[関心をもつ、気づく・理解する]
- ② 環境関係の各種施設を環境教育の拠点として活用できるよう、関係機関の連携・協力体制を構築する。  
[主体的に行動する]
- ③ 環境教育、環境保全活動の取組みが広がるよう、県民、学校、事業者、民間団体等、海外の自治体などとの連携・協力を進めるとともに、各主体の活動を支援する。  
[主体的に行動する]

### 第3章 行動計画

各主体が積極的に参加し、それぞれの役割を理解するなかで、分担、連携・協力を図りながら、様々な場において環境教育等を進めていくことが必要です。

そのため、環境教育等を総合的・体系的に推進し、環境保全の意欲の増進を図ることによって、持続可能な社会の実現に向けた県民による「環境保全活動」の取組みが広がるよう、6つの柱を「主体的に参画する人づくり」及び「取組みが広がる仕組みづくり」の2つに分けて整理し、かつ、それぞれの柱を相互に関連させながら環境教育や環境保全活動を推進していきます。

#### 1 主体的に参画する人づくり

##### (1) 人材の育成と活用の推進

環境教育等の取組みを、県民、民間団体等、事業者、行政といった様々な主体に広く普及していくためには、環境問題や環境保全活動などについての十分な知識と指導を行う能力を持った人材の育成が必要です。また、すでに地域や事業所などには環境教育を実践している優れた人材が存在しており、このような人材を積極的に活用することも望まれます。

このため、指導者となる人たちが「環境問題とは」、「環境教育とは」といった、環境教育の前提をしっかりと学べる研修会などを開催し、リーダー的役割を担う人材の育成や、ファシリテーター（活動の場で参加者の自発的行動を上手に引き出したり促進したりする役割を担う人）、コーディネーターの育成を推進します。そして、育成された人材が、学校や地域社会などで活躍できるよう、サポートできる体制を整備するとともに、活動のための場づくりを推進します。

また、自分の住んでいる身近な自然環境や歴史、文化などを学ぶことが、環境を大切にすることを育むことにつながることから、地域に住んでいる人や高齢者が持っている昔ながらの環境との共生のための知恵をいかせるよう支援します。

##### <具体的な取組み>

- ・ 県民に対する講演会・講座の実施
- ・ 教員、社会教育施設の教育担当者などへの研修参加の呼びかけや研修内容の充実
- ・ 体験を重視した環境教育を推進するため、民間団体等と連携・協働し、地域の人材を活用した「地球温暖化防止活動推進員」、「ナチュラリスト」、「地下水の守り人」、「川の見守り隊」、「フォレストリーダー」などを養成し、学校や地域などでの活動（出前講座・自然解説など）で活用
- ・ 人材認定等事業、環境カウンセラー登録制度などを活用した人材バンクの整備
- ・ 地域の公民館や公園などを利用した地域住民の交流や自然体験などの様々な活動への支援

## (2) 教材・プログラムの整備と活用の推進

環境教育を効果的・継続的に行うため、対象者の年齢、発達段階、理解力、活動の場やテーマに応じ、体系的な教材やプログラムを整備します。

また、「関心の喚起→理解の深化、意識の向上→参加意欲、問題解決能力の育成」という段階を経て具体的な行動を促すようなプログラムを提供します。

### <具体的な取組み>

- ・既存の教材やプログラム、環境教育事例について、社会情勢等の変化に応じ改訂
- ・幼児から高齢者までの年齢層に対応した体系的なプログラムの整備
- ・目的や条件に応じて展開できるモデル的なプログラムの整備
- ・富山県の地域特性を活かした教材（富山ならではの教育ツール）の整備
- ・作成した教材・プログラムが、学校をはじめ広く活用されるようウェブページ等で情報提供

## (3) 情報提供の推進

環境教育や環境保全活動を促進するためには、環境に関する正確な情報を、必要なときに、必要な形で入手できるよう、情報提供の体制を充実していくことが必要です。

このため、自然環境、人材、施設など基盤となる情報の収集・提供や、環境ラベルの仕組みやグリーン購入関連情報などの消費者や事業者に必要な情報の提供を行います。

### <具体的な取組み>

- ・環境教育に役立つ人材、教材、施設、学習機会などに関して、学校だけでなく、インターネット等を活用して、「どこに、なにがあるか」など県民が利用しやすい形で情報の提供
- ・環境教育や環境保全活動を支援する情報の提供（環境に関する基礎資料、取組みへの助成金情報、エコライフ情報、環境イベントの開催情報、環境保全活動情報等）
- ・水源のかん養、土砂災害防止などの森林の公益的機能や森林の現状など、森づくりに関する情報の提供
- ・環境に関する啓発パネルや教材の貸し出しの実施

## (4) 環境教育の場や機会の提供

本県は植生自然度が本州一の自然環境や豊かで清らかな全国に誇る水環境を有し、体験学習の場が多様な形で存在することから、こうした場を活用し、取組みの拡大を図ることが必要です。

また、各種の行事やキャンペーンなど、環境教育が広範囲に連携した形で効果的に実施される機会を提供することも重要です。

このため、各地域にある環境関連施設、青少年教育施設、公園などにおいて、環境



教育や環境保全活動などの拠点を充実させ活用を図るとともに、山、森林、田、池、河川、海などの多様な自然環境を保全し、自然とふれあうことのできる環境教育の場としての活用を図ります。

さらに、先進的な各主体の活動事例を紹介し、普及を図るとともに、全国的に取り組まれている、「こどもエコクラブ」などに学習機会の情報を提供するほか、今後の担い手となる積極的なリーダーを育成する観点からも、学習や実践活動の成果を発表できる場や機会の充実を図ります。

### <具体的な取組み>

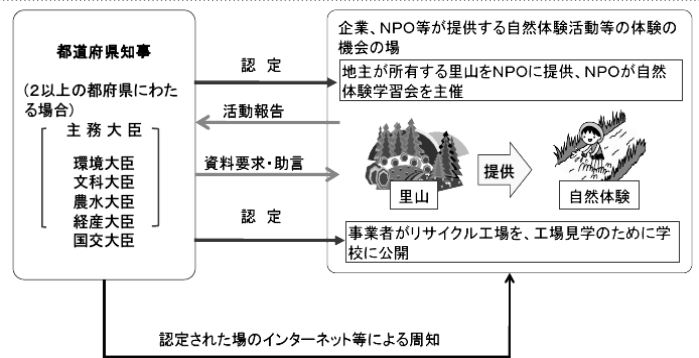
- ・ 県環境科学センター、県民公園自然博物館ねいの里、県民公園頼成の森、青少年自然の家、立山自然保護センター、県イタイイタイ病資料館、リサイクル施設等の環境関連施設などの情報を目的や関心に応じ分類し提供
- ・ これらの施設が保育所や学校、家庭等での環境教育に有効に活用されるよう広報等に努めるとともに、魅力あふれる施設になるよう取組みを検討
- ・ 県民の環境保全活動の気運を盛り上げる各種キャンペーン、活動発表会などの開催（環境月間行事、環境フェアなど）
- ・ ふるさと教育の観点からも、本県の特徴のある環境を環境教育の場や素材として活用

- ・ 標高3,000メートル級の立山連峰
- ・ 本州一の植生自然比率
- ・ 県土の67%を占める森林
- ・ 全国一高い水田率
- ・ 散居村や扇状地などの地域特有の環境
- ・ 環境省の名水百選に全国最多の8件が選定されるなど豊かで清らかな水環境
- ・ 黒部川、常願寺川をはじめとする数多くの急流河川や豊富な地下水
- ・ 多様な海洋生物を育む富山湾（「世界で最も美しい湾クラブ」に加盟）
- ・ 環日本海地域との交流拠点
- ・ 立山黒部ジオパーク など

- ・ 自然に親しみ、ふれあうことのできる自然観察会の実施
- ・ 海辺の漂着物調査の実施
- ・ 川のすこやかさ調査の実施
- ・ 森づくり活動、ビオトープ整備の推進
- ・ 農作業体験（棚田づくりなど）、漁業体験などグリーン・ツーリズムの推進
- ・ 継続的な環境教育、環境保全活動への支援
- ・ 県民の自然体験等の機会の場の拡大のため、事業者や民間団体等が施設等を利用している環境教育について、法に定める「体験の機会の場」の申請に基づき認定し、情報提供

「体験の機会の場」の認定とは  
 土地又は建物の所有権又は使用収益権を有する県民や民間団体が、その土地又は建物で提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、都道府県知事の認定を受けることができる制度のことをいいます。

認定した体験の機会の場をインターネットを通じて公表することにより、自然体験活動等へ参加しようとする人による、ニーズに合った場へのアクセスを円滑化することなどを目的としています。



環境省ホームページより

## 2 取組みが広がる仕組みづくり

### (1) 協働取組みの推進

事業者、民間団体等、行政などの多くの主体が、人材、機材、情報などをお互いに提供し、最大限に有効活用することによってそれぞれが個別に活動する以上の効果が期待できます。

このため、各主体の幅広い参加と協力が得られるようそれぞれがお互いに出会う場と機会を設け、交流、情報共有あるいは協働取組みの仕組みづくりにより、各主体の環境保全活動の取組みを促進していきます。

また、法に規定される「協働取組みの申出制度」、「協働取組みの推進に関する協定の届出制度」を運用し、各主体の適切な役割分担を踏まえた協働取組みを推進していきます。

あわせて、平成 28 年 5 月に開催された G 7 富山環境大臣会合の開催を契機として、今後、環境に関心のある民間団体相互をつなぐ役割を持った民間中心の中間支援組織が設立されることも想定されることから、連携体制を検討していきます。

さらに、環境保全活動の意欲増進、環境教育等に関する自発的な取組みがより一層促されるよう、表彰等による事業者や民間団体等への支援を行います。

#### <具体的な取組み>

- ・ 協働に必要な情報の収集・提供
- ・ 活動団体の連携を図り、協働取組みを推進するため、「エコノワとやま交流会」等の活動発表や交流を行う場と機会の提供
- ・ 「エコノワとやま交流会」の参加団体を増やし、環境保全活動に取り組む事業者・民間団体間の連携を推進
- ・ 個別に活動している各主体間の環境保全活動等をつなぎ、協働取組みを推進する協働コーディネーターの育成を支援
- ・ 協働コーディネーターの活動を推進するため、情報交換等による活動への協力
- ・ 事業者・民間団体等・行政などによる協働事業の実施
- ・ 協働に対する理解促進を図るための行政職員研修や県民向け講座の開催
- ・ 法に規定される「協働取組みの申出制度」、「協働取組みの推進に関する協定の届出制度」の運用
- ・ 将来的に民間団体中心の中間支援組織が設立された際には、主体間相互の情報共有、協働取組みが活発になされるよう連携体制を検討
- ・ 「エコアクション 21」、「リサイクル認定制度」の普及、促進（セミナーの開催、ホームページなどによる情報提供）
- ・ 「環境カウンセラー」などの人材についての情報提供
- ・ 事業者・民間団体、地域で活動する団体の活動等に対する支援
- ・ 優れた活動に対する表彰

「エコノワとやま交流会」とは

県内の NPO 等民間団体、企業、行政などの環境保全活動に関する情報を集約し、情報発信している環境保全活動を支援するホームページ「エコノワとやま」に掲載されている民間団体、企業などが意見交換等を行う場。

「協働コーディネーター」とは

広域の課題等を協働によって解決するため、各主体間の環境保全活動等をつなぎ、協働取組みを推進する人。

活動主体が、活動の実施過程で見失いがちな視点を伝え、必要な時に必要な人材の参加や、資金・情報等の投入を促すなど活動への支援を行う。

(参考) 環境省中部環境パートナーシップオフィス（環境省が設置）において、平成 27 年から平成 29 年までに県内に 3 名を養成中。

「協働取組みの申出制度」とは

県民、民間団体等が、県や国と協働取組みを行う必要があるときは、県や国に対して、その旨を申し出ることができる制度です。

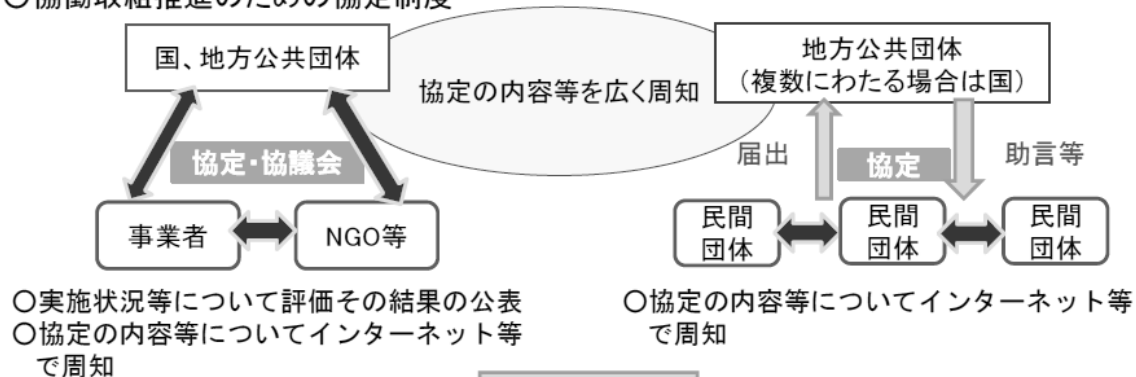
各主体が、それぞれの持つ役割を適切に分担し、対等な立場で協力することによって、より効果的な環境保全活動等を推進していくことを目的としています。

「協働取組みの推進に関する協定の届出制度」とは

県民、民間団体等が協働取組みの推進に関し協定を締結した場合に、知事に届け出ることができる制度です。

協定の内容をインターネットを通じて公表することにより、県民、民間団体等における協働取組みに関する協定が促進されることを目的としています。

#### ○協働取組推進のための協定制度



環境省ホームページより

## (2) 国際的な視点での取組みの推進

本県の豊かな自然環境の保全、公害克服の歴史、幅広い分野での北東アジア地域との交流の歴史をいかして、北東アジア地域の環境保全に貢献しており、北東アジア地域の国、自治体、市民等と連携した環境保全活動を強化し、国境を越えて、豊かで美しい自然環境を守り次世代に伝えることが求められています。

このため、環境保全に自ら積極的に取り組むには、国内だけでなく国際的な視野に立ち、世界と手をつなぎ協力していくことが必要とされていることから、人類が将来の世代にわたり恵み豊かな生活を確保できるよう、気候変動、生物多様性の喪失等の人類の開発活動に起因する現代社会における様々な問題を各人が自らの問題として主体的に捉え、身近なところから取り組むなどの ESD の理念や観点を踏まえた環境教育を推進していきます。

また、北東アジア地域における環境保全対策について「2016 とやま宣言」に基づき、北東アジア地域の自治体と連携し、青少年の環境教育、環境保全活動を推進していきます。

### <具体的な取組み>

- ・ ESDに関する推進団体の取組みを推進するため、連携、情報共有
- ・ ESDの推進拠点であるユネスコスクールへの加盟の支援
- ・ このほか、ESDの推進にあたっては、国の動きも踏まえて積極的に対応
- ・ 青少年を対象に、北東アジア地域の環境保全活動の主体となるリーダーを育成する交流プログラムの実施
- ・ 北東アジア地域と共同で行う「海辺の漂着物調査」、「温暖化指標生物の共同調査」、「海岸生物共同調査」などの実施

## 第4章 推進体制等

### 1 推進体制の整備

県民、事業者、民間団体等、行政などのすべての主体が参加して、本計画を推進していくため、「環境とやま県民会議」を中心に、取組みを推進します。また、環境保全活動の普及啓発及び人材・教材などに関する情報の収集・提供を総合的に行う中核拠点として「(公財)とやま環境財団」を位置づけ、環境教育や環境保全活動に取り組む県民、学校、事業者、民間団体等、行政などの情報交換・ネットワーク化を図り、協働での取組みを推進します。

また、県の内部においては、関係課による庁内連絡会議を設置し、計画の進捗状況の把握や必要となる目標設定についての検討、連絡調整を行い、計画の推進を図ります。

### 2 取組み状況の点検等

「環境とやま県民会議」、「エコノワとやま交流会」、あるいは将来、民間中心の支援組織が設立された際には、そのような場を活用し、県民、事業者、関係団体等による環境教育の推進状況について幅広く意見収集・情報交換を行います。そこで得られたご意見や情報をふまえ、庁内連絡会議において、毎年度、施策の実施状況の確認や進行管理を行い、HP等に公表します。

「環境とやま県民会議」とは

循環型・脱温暖化社会の構築をめざし、県民、事業者、報道機関、行政等の協力のもと、県民総ぐるみでエコライフスタイルを積極的に推進することを目的として、平成19年6月に設立。県民・事業者団体等58団体、報道機関28団体、行政機関29団体、計115団体から構成されている（平成29年2月現在）。